			四四九・八四〇六二五MHz以上四四九・八八四三七五MHz以下の周波数であって、四四九・八四〇六二五MHz及び四四九・八四〇六二五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれに一九・六MHzを加えたもの。この場合において、四四九・八八四三七五MHz及び四六九・四八四三七五MHzは、周波数制御用チャネルとする。

第一項第五号㈡中「占有周波数帯幅が三二kHz以下」を「チャネル間隔が五〇kHz」に改め、同㈡の表周波数の欄中「、並びにこれらの周波数」を「並びにこれ」に、「ただし」を「この場合において」に改め、同表空中線電力の欄中「一ワット以下」の次に「。ただし、空中線が無線設備の一の筐体に収められていない場合は、一六・三七ミリワット以下であること。」を加え、同㈢を同号㈣とし、同号㈠中「占有周波数帯幅が一六kHz以下」を「チャネル間隔が二五kHz」に改め、同㈠の表周波数の欄中「、並びにこれらの周波数」を「並びにこれ」に、「ただし」を「この場合において」に改め、同表空中線電力の欄中「一ワット以下」の次に「。ただし、空中線が無線設備の一の筐体に収められていない場合は、一六・三七ミリワット以下であること。」を加え、同㈡を同号㈢とし、同㈠の前に次のように加える。

㈠　チャネル間隔が一二・五kHzのもの

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一E、F二D、F二E、F七D、F七E、G一D、G一E、G二D、G二E、G七D、G七E、D一D、D一E、D二D、D二E、D七D又はD七E	一、二一六・〇〇六二五MHz以上一、二一六・九三七五MHz以下の周波数であって、一、二一六・〇〇六二五MHz及び一、二一六・〇〇六二五MHzに一二・五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれに三六MHzを加えたもの。この場合において、一、二一六・〇〇六二五MHz、一、二一六・〇一八七五MHz、一、二一六・五〇六二五MHz以上四四九・八四〇六二五MHz以下の周波数であって、四四九・八四〇六二五MHz及び四四九・八四〇六二五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれに一九・六MHzを加えたもの。この場合において、四四九・八八四三七五MHz及び四六九・四八四三七五MHzは、周波数制御用チャネルとする。	一ワット以下。ただし、空中線が無線設備の一の筐体に収められていない場合は、一六・三七ミリワット以下であること。	単向通信方式、単信方式、同報通信方式、複信方式又は半複信方式

第二項中「（病院、診療所その他の医療機関又は研究機関において、生体信号の伝送を行うテレメーターをいう。）」を削る。

第四項中「（国際輸送用貨物（設備規則第四十九条の十四第五号イに規定するものをいう。）の管理の業務の用に供するものであって、国際輸送用データ伝送設備（同号イに規定するものをいう。以下同じ。）及び国際輸送用データ制御設備（同号イに規定するものをいう。以下同じ。）との間又は国際輸送用データ伝送設備相互間のデータ伝送をいう。）」を削る。

第七項中「（聴覚障害者の補聴を援助するための音声その他の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。）」を削る。

第八項を次のように改める。

八　無線電話用（ラジオマイクに使用するものを除く。）

1　チャネル間隔が六・二五kHzのもの（四一三・七MHz以上四一四・一四三七五MHz以下又は四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一E、F二D、F二E、F三E、F七W、G一D、G一E、G二D、G二E、G七W、D一D、D一E、D二D、D二E、D三E、D七E又はD七W	四二一・五七八一二五MHz以上四二一・八〇三一二五MHz以下の周波数であって、四二一・五七八一二五MHz及び四二一・五七八一二五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれに一八・四五MHzを加えたもの。この場合において、四二一・七九六八七五MHz、四二一・八〇三一二五MHz、四四〇・二四六八七五MHz及び四四〇・二五三一二五MHzは、周波数制御用チャネルとする。	〇・〇一ワット以下	同報通信方式、複信方式又は半複信方式